

令和元年有田市議会 6月定例会

議事日程（第1号）

令和元年6月7日 午前10時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | 会期の決定 |
| 日程 3 | 議案第21号 有田市立文教施設使用条例の一部を改正する条例 |
| 日程 4 | 議案第22号 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程 5 | 議案第23号 有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程 6 | 議案第24号 有田市火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程 7 | 議案第25号 有田市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 8 | 議案第26号 有田市重度心身障害児者医療費支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程 9 | 議案第27号 有田市都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 日程 10 | 議案第28号 有田市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程 11 | 議案第29号 有田市文化福祉センター条例の一部を改正する条例 |
| 日程 12 | 議案第30号 男浦水泳場条例の一部を改正する条例 |
| 日程 13 | 議案第31号 有田市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程 14 | 議案第32号 有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 15 | 議案第33号 有田市社会体育施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程 16 | 議案第34号 有田市上水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 17 | 議案第35号 有田市民会館条例の一部を改正する条例 |
| 日程 18 | 議案第36号 令和元年度有田市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程 19 | 議案第37号 令和元年度有田市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程 20 | 議案第38号 財産の無償譲渡について |
| 日程 21 | 議案第39号 動産の買入れについて |
| 日程 22 | 報 第 1 号 平成30年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |

会議に付した事件

- | | |
|-------|--|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | 会期の決定 |
| 日程 3 | 議案第21号 有田市立文教施設使用条例の一部を改正する条例から |
| 日程 22 | 報 第 1 号 平成30年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
までの提案理由の説明 |

出席議員 13名

1番	一ノ瀬	敦子	2番	池田	敦城
4番	岡田	行弘	6番	児嶋	清秋
7番	万賀	幸雄	8番	中谷	桂三
9番	辻本	意典	10番	堀川	明治
11番	生駒	三雄	12番	宇野	博治
13番	福永	広次	14番	西口	正助
15番	浜口	元司			

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	田中政彦	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部参事	喜多俊充	市民福祉部長	宮崎三穂子
経済建設部長	河野孝司	経済建設部理事	成田裕幸
水道事務所長	江川敦夫	教育次長	谷輪吉伸
消防長	田邊隆義	病院事務長	神保佳紀
経営企画課長	大松満至	防災安全課長	上田敏寛
総務課長	御前一晃	市民課長	馬倉三喜
生活環境課長	石井哲也	福祉課長	松村尚彦
健康課長	山崎希恵	高齢介護課長	若松伸行
産業振興課長	鎌田利宏	有田みかん課長	大浦秀和
建設課長	脇村哲弘	水道課長	北野宏幸
会計管理者	森川直子	教育総務課長	伊藤正人
生涯学習課長	嶋田実明	消防本部次長	梅本敦夫
医事課長	山下剛	庶務課長	石井絹代

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開会

○議長（万賀幸雄君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は13人であり、定足数に達しております。

これより本日をもって招集されました令和元年有田市議会6月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

まず、議長会関係の諸会議につきましては、お手元へ配付の報告書のとおりであります。詳細につきましては、関係書類を事務局に備えておりますので、御詳覧願います。

次に、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

6月7日付、有市総E第1013号をもって、市長から議長に宛て、議案第21号、有田市立文教施設使用条例の一部を改正する条例から報第1号、平成30年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての議案19件、報告1件の送付を受けました。お手元へ配付のとおりであります。

次に、3月27日付をもって、沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号ハピネス新都心Ⅱ302号、「新しい提案」実行委員会、安里長従氏より、また5月20日付をもって、東京都新宿区四谷2丁目8番地、全国青年司法書士協議会会長半田久之氏より、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情が、4月3日付をもって、和歌山市小松原通3—20、原水爆禁止和歌山県協議会理事長茂野和廣氏ほか2団体より、日本政府両議院議長への意見書、議会決議、意見書採択の陳情書が、4月24日付をもって、和歌山市太田2丁目14—9太田ビル203号、和歌山県自治体労働組合連合執行委員長窪田憲志氏より、会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治への十分な財政措置を求める要請が、また5月31日付をもって、埼玉県川越市仙波町2丁目17—34、一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム理事長仲村覚氏より、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書がそれぞれ提出されました。

写しにつきましては、配付棚に配付させていただいております。

以上でございます。

○議長（万賀幸雄君） 以上で、諸般の報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、1番一ノ瀬敦子さん、2番池田敦城君のお二人を指名いたします。

次に日程2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期について、議会運営委員会委員長より報告を願うことにいたします。

議会運営委員会委員長岡田行弘君。

○議会運営委員会委員長（岡田行弘君） おはようございます。令和元年有田市議会6月定例会に先立ちまして、去る6月3日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告をいたします。

会期につきましては、本日より6月28日までの22日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元へ配付の会議予定表のとおりでございます。

皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（万賀幸雄君） 委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月28日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの22日間と決しました。

次に日程3、議案第21号、有田市立文教施設使用条例の一部を改正する条例から日程22、報第1号、平成30年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの議案19件、報告1件を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和元年6月定例会が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政全般にわたり格段の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

5月1日に、第126代となる今上天皇が即位されました。これまで常に国民に寄り添い、深い愛情を注いでこられた上皇、上皇后両陛下には、改めて心から感謝を申し上げます。

これからも、私たちは平和を強く希求し、新しい元号、令和の時代もこれまでのように平和が続き、またそれが世界の平和につながっていくことを祈念する次第でございます。

そして、時代が変わっていく中、地方自治におきましても、地方分権や地方創生を背景として人口の減少が進行し、行政が担う役割は変化してまいります。有田市民の幸せと市政発展のために、引き続き、これまでのように持続可能な行政を目指して、「本質的なものを守りつつ、変えるべきところは変え、変えるべきではないところは変えない」という不易流行の精神で行政運営を実践してまいります。

令和の幕開けに際し、改めて身の引き締まる思いであり、市長の職責を全うすべく努めてまいりますので、議員各位におかれましては、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、議案の概要を申し上げ、詳細につきましては参与員から補足をさせることといたします。

最初に、条例案について申し上げます。

議案第21号の有田市立文教施設使用条例の一部を改正する条例は、消費税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第22号の有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、消費税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第23号の有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例は、消費税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第24号の有田市火災予防条例の一部を改正する条例は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第25号の有田市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第26号の有田市重度心身障害児者医療費支給条例の一部を改正する条例は、支給対象を拡充するため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第27号の有田市都市公園条例の一部を改正する条例は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第28号の有田市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第29号の有田市文化福祉センター条例の一部を改正する条例は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第30号の男浦水泳場条例の一部を改正する条例は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第31号の有田市介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第32号の有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第33号の有田市社会体育施設条例の一部を改正する条例は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第34号の有田市上水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例は、水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第35号の有田市民会館条例の一部を改正する条例は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

続きまして、予算関係について申し上げます。

まず、元号を改める政令の施行に伴い、各会計の予算における会計年度の名称につきましては、「平成31年度」を「令和元年度」に改めます。

議案第36号の令和元年度有田市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2億6,431万1,000円を追加しようとするもので、主な内容といたしまして、当初予算編成後において新たに見込めることになった国県支出金等を活用できる事業について予算計上するものでございまして、宮原地域の集落ネットワーク圏形成事業への補助金、助成制度の対象拡大に伴う重度心身障害児者医療費の増額、プレミアム付商品券の発行・販売費用、消防団設備の整備費用、小説「有田川」劇化事業への補助金などを計上するものでございます。

議案第37号の令和元年度有田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それ

ぞれ41万2,000円を追加しようとするもので、内容といたしましては、消費増税に伴う低所得者保険料軽減強化等に係る介護保険事務処理システム改修委託料を計上するものでございます。

次に、議案第38号の財産の無償譲渡については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第39号の動産の買入れについては、高圧食器トレイ洗浄機の購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

最後に、報第1号の平成30年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、諸般の事情により年度内にその支出が終わらなかったため、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越したいもので、これを報告するものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、提出議案につきまして、私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（万賀幸雄君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。

嶋田生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋田実明君） 議案第21号、有田市立文教施設使用条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由は、消費税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正案につきまして、御説明申し上げます。

第3条中「第85条」を「第137条」に改めますのは、学校教育法の改正による条文整備によるものでございます。

別表第1中の「講堂・体育館」を「屋内運動場」に、「校庭」を「屋外運動場」に改めますのは、文言の整備でございます。

別表第1の使用料の改定は、今回の消費税増税に伴い、学校施設及び公民館の使用料を改正しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願ひします。

以上で、議案第21号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 御前総務課長。

○総務課長（御前一晃君） 議案第22号、有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は、消費税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

1ページをお願いいたします。

主な内容といたしまして、別表2（カ）は、消費税法の改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改められたことから、当該政令に準じ、消防法関係の手数料について改正しようとするものでございます。

また、別表第2（ア）第16項、第17項及び同表（キ）については、情報技術革新に対応

するため工業標準化法が改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことに伴い、条例において引用箇所のある部分についてそれぞれ改めようとするものでございます。

付則といたしまして、条例を令和元年7月1日から施行しようとするものでございます。

ただし、別表2（カ）の改正規定は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第22号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 北野水道課長。

○水道課長（北野宏幸君） 議案第23号、有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

改正理由といたしまして、令和元年10月1日から消費税率が改正されることに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

また、同日から、水道法の改正による手数料の新設及び条項ずれ、そのほか手数料の見直しを行うものでございます。

改正の対象となるのは、以下に述べる項目でございます。

第10条の条項ずれによる改定、第33条の徴収方法の明記の改定、第33条の2第1項の表中の加入金の額、第34条第1号の給水装置の新設申込の手数料、同条第2号及び第3号を削り、給水工事業業者指定手数料を改め同条第2号に、同号の次に指定給水装置事業者更新手数料を追加し同条第3号に、同条第5号から第7号までを削り、第8号の手数料を改め同条第4号に、同条第9号の手数料を改め同条第5号に、同条第10号を削り、同条第11号の手数料を改め同条第6号に、別表、上水道料金表の家事用、官公署用、工場用、営業用、浴場営業用の項中の基本料金及び超過金額、同表共同用の項中の基本料金及び超過料金、同表船舶給水装置の1立米当たりの単価、同表消火栓の消火演習に使用時の時間単価、同表工事及び一時用の項中の基本料金及び超過料金、最後に、別表、口径別のメーター使用料、以上の項目につきまして、それぞれ改めようとするものでございます。

2ページに、付則として、1は施行期日を、2は条例の適用区分をそれぞれ定めるものでございます。

次のページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第23号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 梅本消防本部次長。

○消防本部次長（梅本敦夫君） 議案第24号、有田市火災予防条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由といたしましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容といたしまして、第16条の避雷設備につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことに伴い、引用箇所の改正をしようとするものでございます。

第29条の5第1号関係につきましては、スプリンクラーヘッドの性能で作動時間が60秒以内といいますのは、現行の規格で種別が1種に当たりますので、現行の規格に合わせるよう改正しようとするものでございます。

第29条の5に第6号を追加することにつきましては、特定小規模施設用自動火災報知設備を基準に従い設置したときは住宅用防災警報器等の設置を免除しようとするものでございまして、同じ機能を持つ設備の重複設置を避けるため、改正しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から、ただし第16条第1項の改正規定は令和元年7月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いたします。

以上で、議案第24号、有田市火災予防条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 石井庶務課長。

○庶務課長（石井絹代君） 議案第25号、有田市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由といたしましては、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

消費税法の一部が改正され、令和元年10月からの消費税増税に伴い、当条例第2条第4項第5号に規定する別表を改正しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

これで、議案第25号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 松村福祉課長。

○福祉課長（松村尚彦君） 続きまして、議案第26号、有田市重度心身障害児者医療費支給条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、支給対象を拡大するため、所要の改正をしようとするものでございます。

これまで、支給対象者につきましては、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方などとなっておりますが、新たに、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を加えようとするものでございます。

第2条は、重度心身障害児者の定義について定めており、第5号では、新たに、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級の者を追加しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例を令和元年8月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いたします。

以上で、議案第26号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 嶋田生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋田実明君） 議案第27号、有田市都市公園条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正案につきまして、御説明申し上げます。

別表には、ふるさとの川総合公園において、有料で使用される運動公園施設の使用料を定めております。今回の消費税増税に伴い、野球場、球技場兼陸上競技場、多目的運動場の使用料を改正しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第27号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第28号、有田市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正案につきまして、御説明申し上げます。

第4条には、箕島中学校運動場夜間照明施設の使用料を定めておりますが、今回の消費税増税に伴い、夜間照明施設の使用料を改正しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第28号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第29号、有田市文化福祉センター条例の一部を改正する条例について、補足説明申し上げます。

改正理由は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正案につきまして、御説明申し上げます。

別表には、有田市文化福祉センターの使用料を定めておりますが、今回の消費税増税に伴い、会議室等の使用料を改正しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第29号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第30号、男浦水泳場条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正案につきまして、御説明申し上げます。

第5条には、男浦水泳場において、水泳競技等を目的として使用する団体が使用する場の場合の使用料を定めておりますが、今回の消費税増税に伴い、水泳場の使用料を改正しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第30号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 若松高齢介護課長。

○高齢介護課長（若松伸行君） 議案第31号、有田市介護保険条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正しようとするものでございます。

条例案につきまして、御説明申し上げます。

第1条では、消費税率の引き上げによる低所得者の保険料軽減強化の実施に伴い、第1号被保険者の保険料の軽減措置を規定しております第2条第2項を改正し、令和元年度の対象者及び保険料を定めようとするものでございます。

第1号は、高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、また、世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入等が80万円以下の方、また、生活保護の被保護者の方で「3万4,560円」を「2万8,800円」に改定しようとするものでございます。

第2号及び第3号は、新たに対象となる方でございます。

第2号は、世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方で4万8,000円に、第3号は、世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入等が120万円を超える方で「5万5,680円」にそれぞれ定めようとするものでございます。

第2条では、消費税率の引き上げ期間が令和元年度は6カ月間であるのに対し、令和2年度は1年間となることから、第2条第2項の一部を改正し、保険料の軽減を強化しようとするものでございます。

第1号は「2万8,800円」を「2万3,040円」に、第2号は「4万8,000円」を「3万8,400円」に、第3号は「5万5,680円」を「5万3,760円」にそれぞれ改定しようとするものでございます。

付則といたしまして、第1項は施行期日を、第2項は経過措置を定めてございます。

末尾に新旧対照表を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第31号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田利宏君） 議案第32号、有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

本条例では、有田市漁業集落排水処理施設の使用料について定めた同条例第12条関係の別表2に掲げるそれぞれの金額を、消費税率8%から10%の金額に改めようとするものでございます。

なお、付則といたしまして、1で施行期日を、2で経過措置を定めてございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第32号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 嶋田生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋田実明君） 議案第33号、有田市社会体育施設条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正案につきまして、御説明申し上げます。

別表1第1項は有田市民球場、同表第2項は有田市民体育館、同表第3項は初島庭球場の使用料を定めておりますが、今回の消費税増税に伴い、それぞれの使用料を改正しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第33号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 北野水道課長。

○水道課長（北野宏幸君） 議案第34号、有田市上水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

改正理由といたしまして、令和元年10月1日から水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

第3条及び第4条の改正規定は、いずれも条項ずれへの対応でございます。

第3条中の「第4条第1項」を「第5条第1項」に、第4条中の「第6条第1項」を「第7条第1項」に改めようとするものでございます。

付則といたしまして、施行期日を令和元年10月1日と定めております。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、議案第34号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 嶋田生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋田実明君） 議案第35号、有田市民会館条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

改正理由は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正案につきまして、御説明申し上げます。

別表第1項は、市民会館の大ホール等の使用料を定めておりますが、今回の消費税増税に伴い、大ホール等の使用料を改正しようとするものでございます。

また、備考につきましては、今回の改正に伴う10円未満の端数処理の方法を追加しております。

付則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第35号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 大松経営企画課長。

○経営企画課長（大松満至君） 議案第36号、令和元年度有田市一般会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

まず、「平成31年度有田市一般会計予算」の名称を「令和元年度有田市一般会計予算」といたします。

また、令和元年度有田市一般会計予算中の年度表記については、「平成31年度」を「令

和元年度」に読みかえるものといたします。

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

今回、歳入歳出それぞれ2億6,431万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億631万1,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正で変更がございます。

3ページ上段をお願いします。

第2表地方債補正で、保育所施設整備事業、漁港施設整備事業、小学校施設整備事業において、それぞれ起債充当額を引き上げるため、限度額の変更をするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金で補正額1,092万5,000円は、介護保険事業に係る低所得者保険料軽減負担金を増額するものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金で補正額1,614万1,000円は、過疎地域等自立活性化推進交付金の内示に伴い、新たに追加するものでございます。

第2目民生費補助金で補正額340万2,000円は、子ども子育て支援事業費補助金194万4,000円の追加と地域生活支援事業費等補助金145万8,000円を増額するものでございます。

第5目教育費補助金で補正額408万3,000円は、学校施設環境改善交付金の内示に伴い追加するものでございます。

第7目商工水産費補助金で補正額5,299万8,000円は、プレミアム付商品券発行に係る事業費等補助金でございます。

第9目消防費補助金で補正額69万3,000円は、消防団設備整備費補助金の内示に伴い、新たに追加するものでございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費負担金で補正額546万2,000円は、介護保険事業に係る低所得者保険料軽減負担金を増額するものでございます。

第2項県補助金、第2目民生費補助金で補正額57万円は、重度心身障害児者医療費補助金を増額するものでございます。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で補正額516万3,000円の減額は、財政調整基金取り崩しを減額するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第20款諸収入、第4項第1目雑入で補正額1億6,600万円は、コミュニティー助成事業費助成金600万円及びプレミアム商品券販売代金1億6,000万円を新たに追加するものでございます。

第21款、第1項市債、第1目民生債で補正額110万円は、保育所ブロック塀改修事業に係る起債充当額を増額するものでございます。

第3目商工水産債で補正額10万円は、箕島漁港しゅんせつ工事に係る起債充当率引き上げによる増額でございます。

第5目教育債で補正額800万円は、田鶴小学校便所改修工事に係る小学校施設整備事業債を追加するものでございます。

以上で歳入を終わりました、次に歳出について御説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第9目企画費で補正額1,614万1,000円は、企画事務事業で宮原地域交流協議会への過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業補助金でございます。

第7項自治行政費、第1目自治振興費で補正額310万円は、地区集会所等施設整備費補助金60万円と、宝くじの助成金を活用し、地域自治組織のイベント用備品の整備に対するコミュニティ助成事業費補助金250万円でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目心身障害者福祉費で補正額114万1,000円は、助成制度対象者の拡大に伴い、重度心身障害児者医療費を増額するものでございます。

第3目老人福祉費で補正額2,194万8,000円は、消費増税に伴う低所得者保険料軽減負担強化等に要する介護保険特別会計繰出金の増額でございます。

6から7ページ、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費で補正額340万2,000円は、幼児教育・保育の無償化に対応するためのシステム改修委託料でございます。

第3目保育所費の補正は、保育所ブロック塀改修事業に係る起債充当額引き上げによる財源更正でございます。

7から8ページ、第6款商工水産費、第1項商工費、第2目商工振興費で補正額2億1,299万8,000円は、プレミアム付商品券発行に係る事業費でございます。

第2項水産業費、第3目漁港管理費の補正は、箕島漁港しゅんせつ工事等に係る起債充当率引き上げによる財源更正でございます。

第8款、第1項消防費、第2目消防団費で補正額208万1,000円は、消防団用簡易デジタル無線機の購入費でございます。

第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費の補正は、田鶴小学校便所改修工事における国庫補助内示による財源更正でございます。

第4項社会教育費、第4目文化振興費で補正額350万円は、宝くじの助成金を活用して市民会館自主事業実行委員会が取り組む事業に対するコミュニティ助成事業費補助金でございます。

9ページには性質別分類表を添付してございますので、御参照のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第36号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 若松高齢介護課長。

○高齢介護課長（若松伸行君） 議案第37号、令和元年度有田市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

まず、「平成31年度有田市介護保険特別会計予算」の名称を「令和元年度有田市介護保険特別会計予算」といたします。

また、令和元年度有田市介護保険特別会計予算中の年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」に読みかえるものといたします。

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

今回41万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億2,423万9,000円にしようとするものでございます。

内容につきまして、歳入から御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料で2,185万円の減額は、消費税率の引き上げによる低所得者保険料軽減措置の強化に伴い、第1号被保険者の第1段階から第3段階の保険料を減額することによるものでございます。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目事業費補助金で31万4,000円を、介護保険事務処理システム改修の財源として計上してございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目低所得者保険料軽減繰入金で2,185万円の増額は、消費税率の引き上げによる低所得者保険料軽減措置の強化に伴う一般会計からの繰入金でございます。

第5目その他一般会計繰入金で9万8,000円の増額は、介護保険事務処理システム改修に伴う一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4ページをお願いします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、右説明欄、介護保険事務事業、第13節委託料で41万2,000千円の増額は、介護保険法施行令の一部改正による介護保険料軽減強化等に対応するため、介護保険事務処理システムを改修しようとするものでございます。

財源内訳といたしまして、国庫支出金31万4,000円、一般財源として9万8,000円を見込み、計上しております。

以上で、議案第37号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 大松経営企画課長。

○経営企画課長（大松満至君） 議案第38号、財産の無償譲渡について補足説明申し上げます。

譲渡する建物は、有田市宮原町滝川原1番地、旧の宮原駐在所で、面積は、建物72.10平方メートル、物置4.71平方メートル、譲渡の相手方は滝川原自治会でございます。

譲渡の目的は、宮原地域住民のコミュニティー維持・向上のため本件建物を活用するものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第38号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 御前総務課長。

○総務課長（御前一晃君） 議案第39号、動産の買入れについて補足説明申し上げます。

内容につきましては、教育委員会の高圧食器トレー洗浄機1式の買入れでございます。

買入れ予定価格は2,052万円で、買入れの相手方でございますが、大阪府豊中市走井2丁目9番2号、日本調理機株式会社関西支店支店長中野平次郎でございます。

以上で、議案第39号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 大松経営企画課長。

○経営企画課長（大松満至君） 報第1号、平成30年度有田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、計算書の左から3列目の事業名で、企画事務事業費から保健体育施設災害復旧事業費までの16件につきましては、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度繰越額の欄に記載している額を繰り越したものでして、その合計額は20億3,617万5,000円でございます。

内容につきましては、上から、第2款総務費、第1項総務管理費の企画事務事業費は、有田周辺広域圏事務組合への負担金でございます。

2行目の防災行政無線放送施設管理事業費は、デジタル防災行政無線施設の設計に要する事業費でございます。

3行目、第4款衛生費、第1項保健衛生費の予防接種事業費は、風疹の追加的対策に要する事業費でございます。

4行目の第5款農林費、第1項農業費の農業振興事務事業費は、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金でございます。

5行目、果樹振興対策事業費は、ありだ共選集出荷施設整備事業費補助金でございます。

6行目、地籍調査推進事業費は、地籍調査に要する事業費でございます。

7行目、第6款商工水産費、第1項商工費の商工振興事務事業費は、プレミアム商品券事業に要する事業費でございます。

8行目、第2項水産業費の水産振興事務事業費は、箕島漁港産直施設及び荷さばき施設整備に係る補助金でございます。

9行目の第7款土木費、第2項道路橋梁費の道路維持補修事業費は、道路舗装工事費等に要する工事請負費でございます。

10行目、市道整備事業費は、地区内道路整備に要する事業費でございます。

11行目の交通安全施設整備事業費は、歩道新設に係る工事請負費でございます。

12行目、第3項河川費の河川改良事業費は、河川環境保全整備に要する事業費でございます。

13行目の第9款教育費、第5項保健体育費の新水泳場建設事業費は、新水泳場建設に要する事業費でございます。

14行目の第10款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業費は、昨年の台風21号等により被災した農地等の災害復旧事業費でございます。

15行目、第2項公共土木施設災害復旧費の漁港災害復旧事業費は、同台風により被災いたしました矢櫃、逢井、初島漁港の災害復旧事業費でございます。

16行目、第4項文教施設災害復旧費の保健体育施設災害復旧事業費は、同台風により被災した市民球場の銀傘撤去及び復旧に要する事業費でございます。

次に、計算書の右側には、財源内訳を記載しております。

まず、既収入特定財源につきましては、農地農業用施設災害復旧事業に係る災害復旧事業債150万円でございます。

未収入特定財源といたしましては、国県支出金で合計額2億8,835万1,000円、地方債の合計額9億2,640万円、その他の合計額4億3,619万9,000円となっております。

また、一般財源の合計額は3億8,372万5,000円でございます。

欄外に記載しております翌年度へ繰り越すべき財源としましては、3億8,522万5,000円でございます。

以上で、報第1号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（万賀幸雄君） 説明漏れはありませんか。——以上で、提案理由の説明は終わりました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明8日から12日のまでの5日間は、議事の都合により休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、明8日から12日までの5日間は休会とすることに決しました。

次会は、来る6月13日午前10時から議案質疑のため会議を開くことを申し添え、本日はこれにて散会いたします。

午前10時51分 散会